

令和6（2024）年10月から

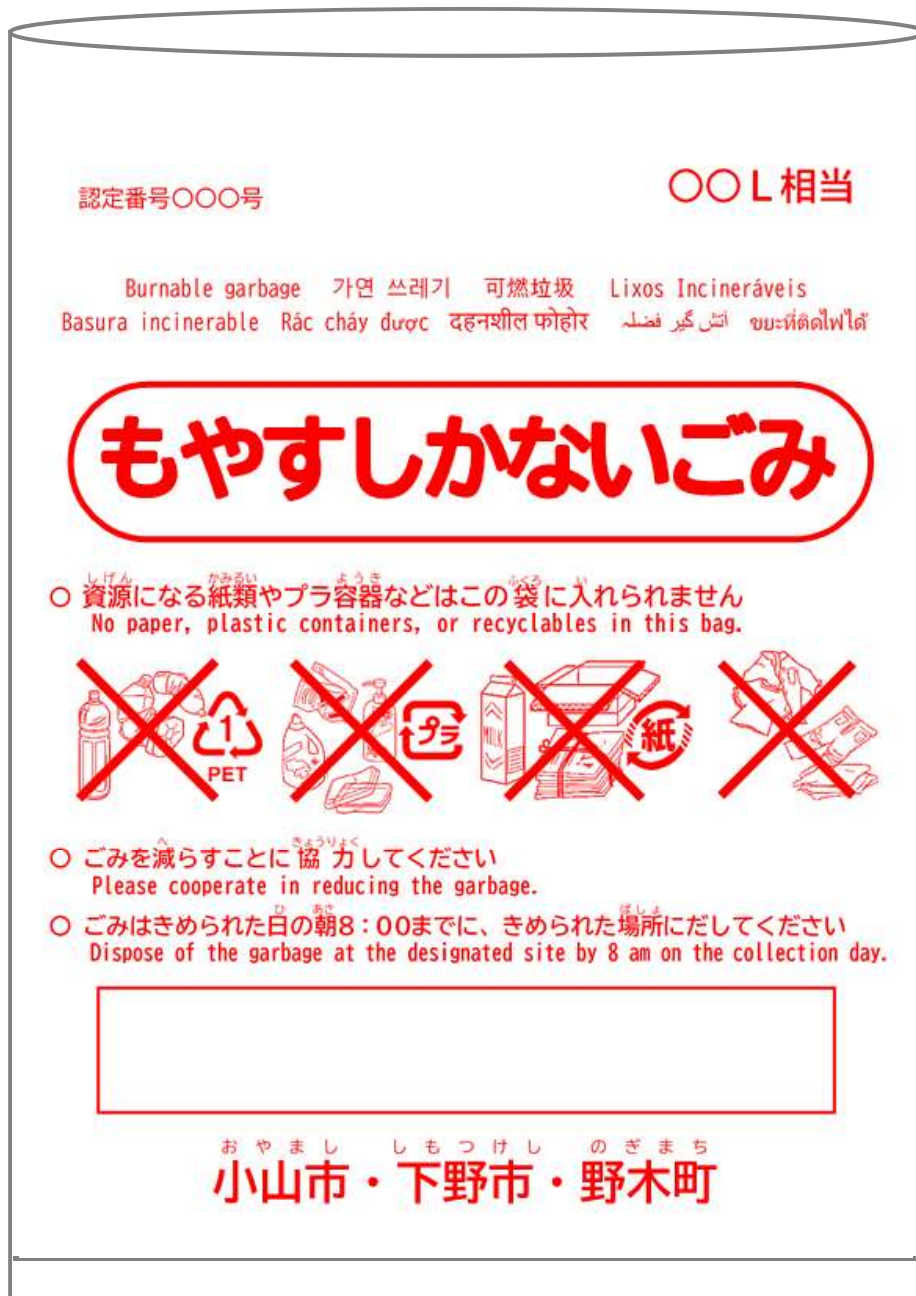
# 燃やすゴミ・可燃ゴミ(もやすしかないゴミ)の 指定ゴミ袋制度が始まります

## ○指定ゴミ袋制度とは

ゴミを排出する際に自治体が指定するゴミ袋を御利用いただく制度です。

燃やすゴミ（可燃ゴミ）の中に約20%含まれている紙類やプラスチック製容器包装などの資源物について、分別と回収に御協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを発生する、燃やすゴミ（可燃ゴミ）を削減することを目的としています。

今回導入する制度では、指定ゴミ袋の価格に、ゴミ処理手数料は含みません。



## 指定ごみ袋制度の対象となるごみの種類

事業所と家庭から排出される燃やすごみ（可燃ごみ）です。

## 制度の開始時期

令和6年10月1日から

従来の袋も使用できる半年間の移行期間を経て、令和7年4月1日から完全実施予定です。

## 指定袋の主な仕様

容量	15L、30L、45L、70L相当
厚さ	JIS規格に準じる。 45L、70Lは0.03mm以上の厚手の袋も製造する。
形状	平型またはU字型（取っ手つき）

## 製造・流通・販売方法

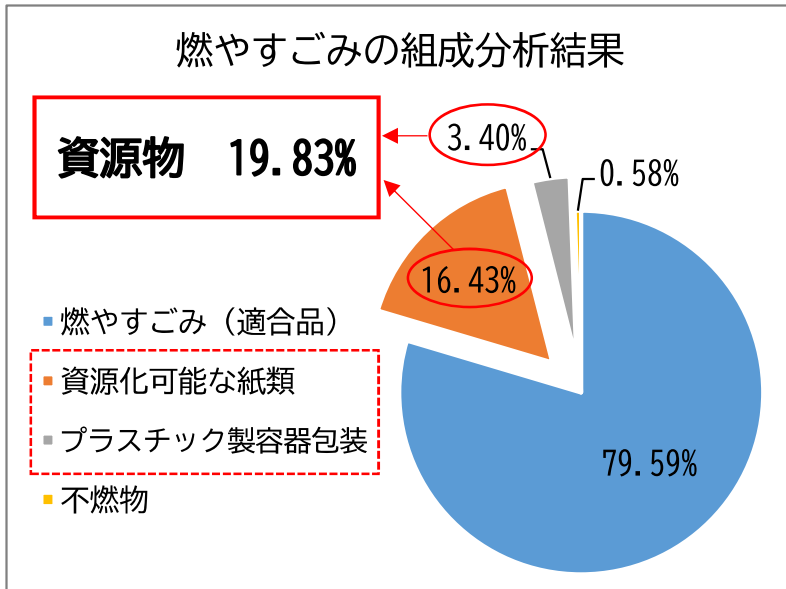
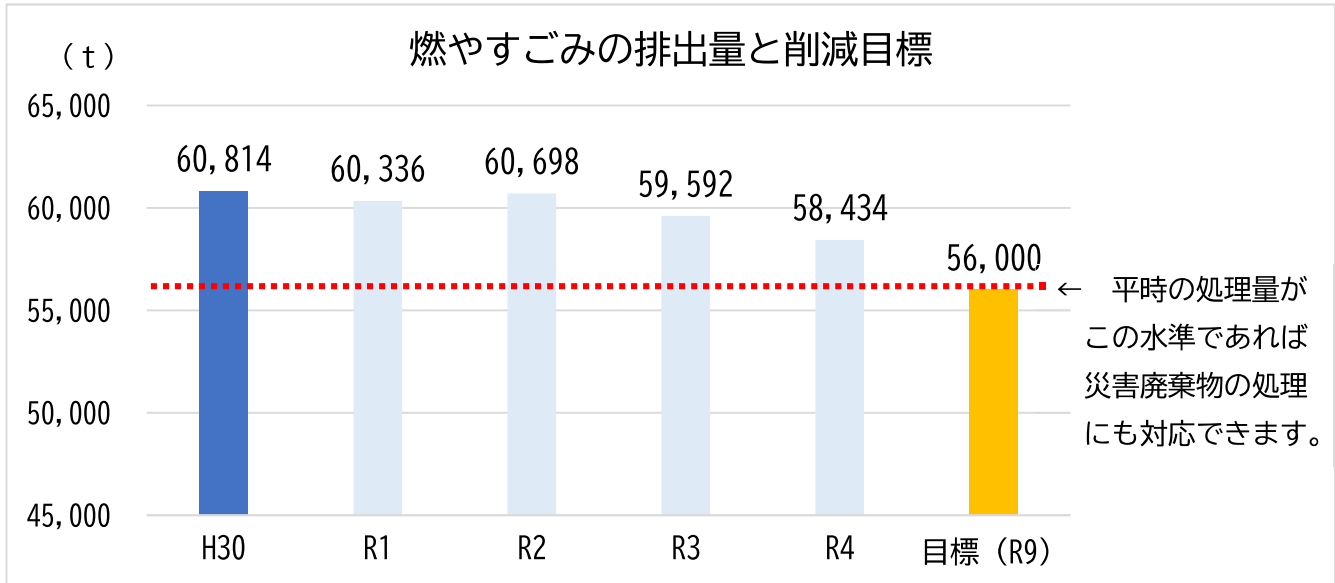
指定の仕様を満たしたごみ袋を製造できる製造業者を募集し、認定・登録し、登録した複数の製造業者が指定ごみ袋を自由に製造・流通・販売する方法（製造業者認定方式）です。複数の製造業者が参入することで価格、流通の安定などの様々なメリットを期待しています。

## スケジュール

令和6年 1月 ～2月	指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリックコメント（意見募集）
3月	指定ごみ袋制度の基本方針 決定
4月以降	住民説明会等の開催や広報、チラシなどによる周知 指定ごみ袋の認定、製造流通販売
10月	指定ごみ袋制度導入（移行期間開始） ※半年間はこれまでのごみ袋でも排出できます
令和7年 4月	指定ごみ袋制度完全実施（移行期間終了） ※燃やすごみ・可燃ごみの排出時には、指定ごみ袋を御使用ください

## ○燃やすごみの現状

小山広域管内の燃やすごみの排出量は、過去5年間、約60,000tの横ばいで推移しています。



令和9年度の供用開始を目指して現在整備中の新たな焼却施設を適切な規模にするため、他の自治体の事例を参考に、平成30年比で年間5,000t (8.2%)の削減目標を立てて計画しました。

この目標は、現在、燃やすごみの中に約20%含まれている資源物のうち、半分弱の分別と回収に御協力いただければ達成できる水準です。

## ○事業所ごみ (燃やすごみ・可燃ごみ) への資源物混入事例



シュレッダー処理した紙など資源化できる紙



プラスチック製容器包装など



ペットボトル、缶など

## ～よくある質問と回答～

### Q1 いつから始まるの？

A1 令和6年10月1日から始まる予定です。これまでのごみ袋も使用できる半年間の移行期間を経て、令和7年4月1日からは指定ごみ袋制度に完全に移行する予定です。

### Q2 今後、ごみを捨てる時は全てのごみで指定ごみ袋を使わなければならないの？

A2 指定ごみ袋制度は小山広域保健衛生組合の施設で処理している「燃やすごみ・可燃ごみ」が対象です。それ以外のごみはこれまでどおりに排出していただけます。

### Q3 今までのごみ袋は使えなくなるの？

A3 「燃やすごみ・可燃ごみ」を小山広域保健衛生組合の施設で処理する場合は、指定ごみ袋を御利用ください。但し、指定ごみ袋制度が始まって、燃やすごみ・可燃ごみ以外のごみを排出する場合には、これまでのごみ袋を引き続き御使用いただけます。

### Q4 指定ごみ袋はどこで買えるの？

A4 これまでどおり、小売店（スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア）等で御購入いただける見込みです。

### Q5 指定ごみ袋の価格はいくらなの？

A5 指定する仕様を満たすごみ袋を製造できる複数の製造業者が製造し、従来の流通販売経路を通して多くの小売店で販売する方式を予定しています。自由競争によって指定袋の価格が低減することを期待していますが、従来のごみ袋と同様、小売店等によって販売価格は異なります。

### Q6 指定ごみ袋を導入すると本当にごみが減るの？

A6 指定ごみ袋制度は、既に全国の8割を超える自治体で導入されており、ごみ減量に対して一定の実績があります。しかし指定袋を使うだけで自動的にごみが減るわけではなく、指定ごみ袋制度の開始を契機に分別を徹底していただき、ごみを出さない活動を意識していただくことで、はじめて効果があります。皆様の御協力をお願いいたします。

### Q7 指定ごみ袋を使っても分別が不十分だと処理してもらえないの？

A7 分別されていない場合は従来と同様に、ルール違反として搬入できない場合があります。分別の徹底による資源回収とごみの減量化に御協力をお願いいたします。

### Q8 経済負担が増えるのは困ります。

A8 導入を予定している制度は、ごみ袋の価格にごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」です。ほかにも市町や事業系と家庭系を共通の袋にしてスケールメリットが働きやすいようにするなど、できる限り指定袋の価格が高くならないような制度設計にしています。

### Q9 指定ごみ袋に「きめられた日の朝8：00までにきめられた場所にだしてください」と書いてあるが、今までとごみの出し方が変わるの？

A9 指定ごみ袋制度の導入によって、時間や場所などの「ごみの出し方」は変わりません。できる限り指定袋の価格が高くならないよう、事業系ごみと家庭ごみで指定ごみ袋を共通にして、同じデザインの指定ごみ袋にすることで、スケールメリットが働くようにしているため、家庭ごみを前提にした表記になっています。  
事業所の皆様はそれぞれの事情に応じて、従来と同様の出し方をしてください。